

評価手法（仮）に基づく評価結果

会社／団体名： ティー・アイ・シー協同組合

	設問	評価手法（仮）	貴社ご回答	点数
設問Bでの点数				9
C-1.	貴社／貴団体の技能実習生・特定技能外国人の管理・支援における理念や想いなどについて、教えてください。	回答なし＝0、回答あり＝1	1人でも多くの技能実習生及び特定技能外国人の方々が、日本における仕事や生活等で円滑に過ごせるよう監理及び支援を行いたい。	1
C-2.	職員と技能実習生・特定技能外国人の間でのコミュニケーションを円滑にするために気を付けていることがありましたら、教えてください。	対応がない（空欄の場合を含む）＝0、対応がある＝1、具体的な対応が見られる＝2	常にどの国の方々に対しても対等の立場で接すること。 但し、時には実習実施者及び特定所属機関側の立場寄りになること、若しくは、時には技能実習生及び特定技能外国人の立場寄りになること。 このバランスが非常に大事だと思っていて接し方の比重については、時と場合（シチュエーション）によって、対応する事が重要だと感じる。 後は、やはり母国語でのコミュニケーション能力は必須で、対面面談実施時には母国語対応職員の直接的な対応及び帯同させコミュニケーションを円滑に図っている。	2
C-3.	技能実習生や特定技能外国人が居住する地域によりよく溶け込むことを狙いとして実施していることがあれば、教えてください。	対応がない（空欄の場合を含む）＝0、対応がある＝1、具体的な対応が見られる＝2	地域との交流を目的とした、地域別清掃活動やお祭り、文化体験等に参加及び案内等を行っている。 特に、技能実習生や特定技能外国人の方々は日本語能力向上に向けては、地域ごとで行っているボランティア主催の日本語教室や、各県、各市、各自治体が主催となって外国人交流の場の提供がある場合は案内する事がある。	2

評価手法（仮）に基づく評価結果

会社／団体名： ティー・アイ・シー協同組合

	設問	評価手法（仮）	貴社ご回答	点数
C-4-1.	【採用時】当社／当団体は、本人から送出機関などへの多額の支払いや、それによる借金を防ぐための対策を講じている。	回答内容を次の5段階で評価する。 ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）＝0 ・何らかの取り組みがある（採用費の徴収に関する取り組みが明確に確認できない場合にはこちら）＝1 ・送出機関との契約書上において、送り出し機関による本人からの費用徴収を一定限度内に収めることを明文化した上で、採用費の支払の有無や金額を労働者へ直接に確認している＝2 ・送出機関との契約書上において送出機関による本人からの費用徴収を一切認めないことを明文化した上で、採用費の支払のないことを労働者へ直接に確認している（「ゼロフィプロジェクト」あるいは「Employer Pay Principle/雇用者負担の原則」を実施している）＝3 ・企業の働きかけなどを通じて、労働者がこれまでに支払った金額の労働者への払い戻しを行っている＝4。 ※なお、労働者への直接の確認ということが明確に読み取れない場合には「1」とする。	一部のケースではあるが、受入れに係る母国での費用については、実習実施者が全額負担するケースがある。	1
C-4-2.	【採用時】当社／当団体は、本人が自身の業務内容について実態との乖離なく正しく理解できるよう対策を講じている。	回答内容を次の4段階で評価する。 ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）＝0 ・何らかの取り組みがある＝1 ・監理団体あるいは登録支援機関から労働者に対して説明している＝2 ・企業に促して企業（実習実施者・勤務先）から労働者に対して直接に説明している＝3。 ※なお、企業から労働者に対して直接に説明されていることが明確に確認されない場合には、本調査への回答者である監理団体あるいは登録支援機関からの説明と理解し「2」とする。	技能実習生求人申込書及び特定技能外国人求人申込書を取得した時点で、各送出し機関側には、他会社側の情報（HPや仕事の詳細が分かる資料）を提供し、本国で募集する段階でも乖離が無いように募集活動をお願いしている。 選考（面接）後、実習実施者側による会社説明等を実施し、実際に行う仕事内容、居住環境、事業規模等、詳細な内容を改めて伝え、当人たちの理解を得ることとしている。 実際に入国するまでの間（約4～6ヵ月）毎月1ヵ月1回、当組合職員が合格者達と面談を実施し、日本語教育レベルのチェックを行うと共に、日本側での状況の情報提供を行い、日本入国までの当人たちに安心感を与える事として対応している。	3
C-4-3.	【採用後】当社／当団体は、本人が自身の有する人権や労働権について正しく理解できるよう対策を講じている。	回答内容を次の3段階で評価する。 ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）＝0 ・法定の技能実習の入国後法的保護講習あるいは特定技能外国人の生活オリエンテーションの実施がある＝1 ・法定を超えて人権尊重やタカ原則の内容を説明している＝2	技能実習機構の資料を通じて、やむを得ない事情がある場合の転籍の運用についての周知徹底を行っている。 仮に人権や労働権について、疑問や不明な点、該当等ある場合は、直ちに監理団体及び登録支援機関職員に連絡を行うよう周知徹底している。	0
C-4-4.	【採用後】当社／当団体は、企業に対して、本人のやる気を高めるような制度や仕組みの構築を推奨している。	回答内容を次の3段階で評価する。 ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）＝0 ・監理団体あるいは登録支援機関側で具体的な制度・仕組みを設けている（日本語能力試験合格者への報奨金支給など）＝1 ・企業側に具体的な制度・仕組みの設置がある（日本語能力試験合格者への報奨金支給や、能力/昇給制度の構築など）＝2 ※なお、1、2ともに取り組みがある場合には、より高得点の「2」を適用する。	当団体関連グループの全国ビジネスサポート協同組合連合会（NBCC）では、毎年全国7ヵ所にて、外国人技能実習生日本語弁論大会を開催している。同大会には、各省庁（経済産業省、厚生労働省、法務省、外務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省）、各大使館（中国大使館、ベトナム大使館、インドネシア大使館、バングラデシュ大使館、ミャンマー大使館）、各団体（全国中小企業団体中央会、公益財団法人国際人材協力機構、一般財団法人外国人材支援全国協会）に後援を頂いており、弁論大会での内容によって各賞を受賞出来れば、賞状の授与が受けられる。毎年のように多くの参加があり、日本語力向上への取組として寄与している。 また、一般社団法人国際人材育成労務管理協会（IHI）では、外国人の技能実習による海外諸国の技能者育成等を図り、国際交流の発展に寄与することを目的としている当該団体が実施する、外国人技能実習生制度の目的である技能等の移転が効果的、効率的に行われるためには、適正な技能実習計画の策定が重要ですが、それと併せて当該計画をフォローするための修得した技能等の評価が必要となります。平成22年7月の改正出入国管理及び難民認定法施行に伴い、技能実習2号1年目終了時、同2年目終了時の節目ごとに修得技能等の評価を実施することが実習実施機関に求められることになり、これを受けて当協会では技能実習生評価シートを用いてチェックを行い、その結果を一枚の評価結果票にグラフで分かりやすく表示する技能実習生修得技能等評価を行っています。この評価表の抽出により、各能力ごとの評価が細分化し、実習実施者での技能実習指導員が技能実習生の指導に役立つ情報のフォローアップ、また、1年に2回外国人技能実習生修得技能五輪(東京大会・名古屋大会)大会を開催し、実際に現場での仕事の内容を発表する機会を設けており、技能実習生の日本語力向上及び同大会参加に伴うモチベーションアップに繋げている。	1

評価手法（仮）に基づく評価結果

会社／団体名： ティー・アイ・シー協同組合

	設問	評価手法（仮）	貴社ご回答	点数
C-4-5.	〔採用後〕当社／当団体は、本人が職員にいつでも相談できるツール、制度や仕組みを整えている。	回答内容を次の5段階で評価する。 ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）あるいは、監理団体／登録支援団体において相談できるツール／手段の用意がない＝0 ・監理団体／登録支援団体において相談できるツール／手段を用意している（周知されている）＝1 ・相談に対する返信期限や記録の保持などの運用ルールを設けてこれに則って運用している＝2 ・職員に直接声をあげにくい労働者がいることも考慮し、匿名でも提起可能、利害関係のない第三者による声の受付、利用を理由とした報復の禁止など、労働者が安心して利用できるツール/手段、制度や仕組みを用意し、そのことを周知している＝3 ・実際に通報があり労働者から一定程度の信頼を得て機能している＝4 なお、現段階では、周知されていることが明確に読み取れない場合でも「1」とし、周知までを求めるかどうかは今後の検討とする。 ※設問C-4-5では監理団体／登録支援機関におけるツール／手段の用意の有無を確認し、次の設問C-4-6において、受け付けた声への対応を確認する。	技能実習生・特定技能の保護相談対応 ■母国語による対応 日本語・英語・中国語・ベトナム語・タイ語・ネパール語・タガログ語・ミャンマー語・インドネシア語 対応は24時間365日体制。☆技能実習生保護相談室☆：Tel 0120-18-4649	1
C-4-6.	〔採用後〕当社／当団体は、本人から受けた懸念や苦情への実効的な対応に努めている。	回答内容を次の3段階で評価する。 ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）＝0 ・監理団体／登録支援機関は、受け付けた声の内容および対応の結果をすべて国に報告し、被害者を救済している（法定）＝1 ・監理団体／登録支援機関は、事案の内容を今後の苦情や被害を防ぐための教訓として活用するよう、企業側に必要な提言を行い、これが守られない場合の監理団体／登録支援機関としての対応を定めている＝2	基本的な報連相にて、当該外国人より情報を得た時点で、職員より上長又は統括本部責任者への連絡を、LINE等スピーディに連絡出来る方法を構築している。	0
C-4-7.	その他に貴社／貴団体が実施しているお取り組みがございましたら、具体的に教えてください。	回答内容を次の3段階で評価する。 ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）＝0 ・これまでの設問とは異なる観点での取り組みがみられる＝1 ・労働者の状況改善に向けて業界団体でイニシアティブをとるなどの他社と協働した取り組みがみられる＝2	実習実施者様へ事業運営最適化の提案や、満足度を高める取組、又、緊急時に短時間に訪問できる体制を構築しています。現在、東京（2拠点、中央区・武蔵村山市）を始め、北海道、仙台、名古屋、滋賀、神戸、九州の全国8拠点において、北は北海道から、南は沖縄まで、監理登記事務所に於いて運営を行っています。 外国人技能実習生受入事業に係るISO9001の取得 組合として、外国人技能実習生受入事業に係る、世界的品質基準であるISO9001(品質マネジメントシステム)を取得し、更に1年に1回定期的に、監理団体が行う技能実習の適正実施のための各種の専門的サービス詳細につき、外部の審査機関による厳正なる審査を受け認証の更新を行っており、組合の質的レベル向上に努めています。	1
C-5.	貴社／貴団体は、上で触れた国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（UNGPs）をご存知ですか。	はい＝1、いいえ＝0	いいえ	0
C-6.	貴社／貴団体は、移住労働者（外国籍の労働者）の権利を示した「タッカ原則」をご存知ですか。	はい＝1、いいえ＝0	いいえ	0
合計				21